

国立大学法人東京医科歯科大学海外拠点等勤務者の 就業の特例に関する規則

〔平成20年12月26日
規則第57号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学(以下「大学」という。)が指定する海外の施設等(以下「海外拠点等」という。)に勤務する教職員(以下「海外拠点等勤務者」という。)の就業の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(休日)

第2条 海外拠点等勤務者の休日は、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第43号)第6条にかかわらず、海外拠点等の休日と同日とする。

(休暇一時帰国)

第3条 学長は、海外拠点等勤務者が引き続き勤務する期間が、在勤地に到着した日の翌日から起算して1年を経過したとき(以下「1年経過時」という。)に1回及び1年経過時から引き続き1年を経過するごとに1回、暦日による連続する14日(往復に要する日数を除く。)以内の期間、休養のための一時帰国(以下「休暇一時帰国」という。)を許可することができる。

- 2 前項の休暇一時帰国の日数及び往復に要する日数は、有給の特別休暇として取り扱う。
- 3 海外拠点等勤務者は、休暇一時帰国の許可を受けようとするときは、所定の申請書により学長に申請しなければならない。ただし、異なる休暇一時帰国の期間が引き続くこととなる申請は行うことができない。
- 4 休暇一時帰国の申請を行うことができる海外拠点等勤務者が新たな休暇一時帰国を行うことができることとなった場合は、新たな休暇一時帰国に限り学長に申請することができる。
- 5 学長は、休暇一時帰国に際し、帯同扶養親族を随伴することを許可することができる。

(忌引一時帰国)

第4条 海外拠点等勤務者は、海外拠点等勤務者の親族が死亡した場合は、一時帰国(以下「忌引一時帰国」という。)することができる。この場合における国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則の運用(平成16年制定)第21条関係第1項第9号に規定する期間には、在勤地と本邦との往復に要する期間を加えることができる。

- 2 学長は、忌引一時帰国に際し、帯同扶養親族を随伴することを許可することができる。

(旅費)

第5条 第3条及び前条の規定による一時帰国については、国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則(平成16年規則第68号)の定めるところにより、旅費を支給する。

(懲戒)

第6条 海外拠点等勤務者の行為が、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第43条に規定する懲戒事由に該当する場合には、海外拠点等勤務者を国内勤務に復帰させ、懲戒処分を行うものとする。

(定期の健康診断)

第7条 学長は、海外拠点等勤務者が一時帰国した際に、国立大学法人東京医科歯科大学職員安全衛生管理規則（平成16年規則第47号）第25条に規定する定期健康診断を海外拠点等勤務者に対して行うものとする。

2 海外拠点等勤務者は、前項の定期健康診断を受診しなければならない。

3 海外拠点等勤務者は、第1項の定期健康診断を受診しようとする日の2カ月前までに、受診希望日を申請しなければならない。

4 学長は、海外拠点等勤務者が他の健康診断を受けた場合において、当該健康診断の検査の項目について当該健康診断の検査の結果を利用することができることを認めるときは、その検査をもって第1項の定期健康診断を受診したものとすることができる。

(労働者災害補償保険)

第8条 海外拠点等勤務者については、労働者災害補償保険に特別加入するものとする。

(予防接種)

第9条 海外拠点等勤務者及び帯同扶養親族が、赴任予定先の事情によりワクチンを予防接種する場合は、その経費を当該プロジェクト等が負担するものとする。

(海外旅行（駐在）保険)

第10条 海外拠点等勤務者及び帯同扶養親族は、海外旅行（駐在）保険に加入するものとし、その経費は当該プロジェクト等が負担するものとする。

2 海外旅行（駐在）保険の補償内容は、傷害死亡、傷害後遺障害、疾病死亡、治療・救援費用、救援者追加費用、緊急一時帰国費用及び事故等緊急時における適格な医療機関への受診手配と移動手段の確保にかかるサービス等とする。

(所得税等)

第11条 海外拠点等勤務者が大学から受け取る給与等に対して、任地において租税が科される場合、国内における課税状況又は過去における課税状況を勘案して別に定める額を当該プロジェクト等において負担するものとする。

(雑則)

第12条 学長は、この規則及び他の学内規則に定めるもののほか、海外拠点等勤務者及び帯同扶養親族が特別の事情により帰国等しなければならないと認めるときは、必要な措置を講ずることができる。

2 この規則の施行に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。